

鳥獣保護管理プランナー募集要項
(令和5年度)

令和5年7月
環境省

【令和5年鳥獣保護管理プランナー募集要項目次】

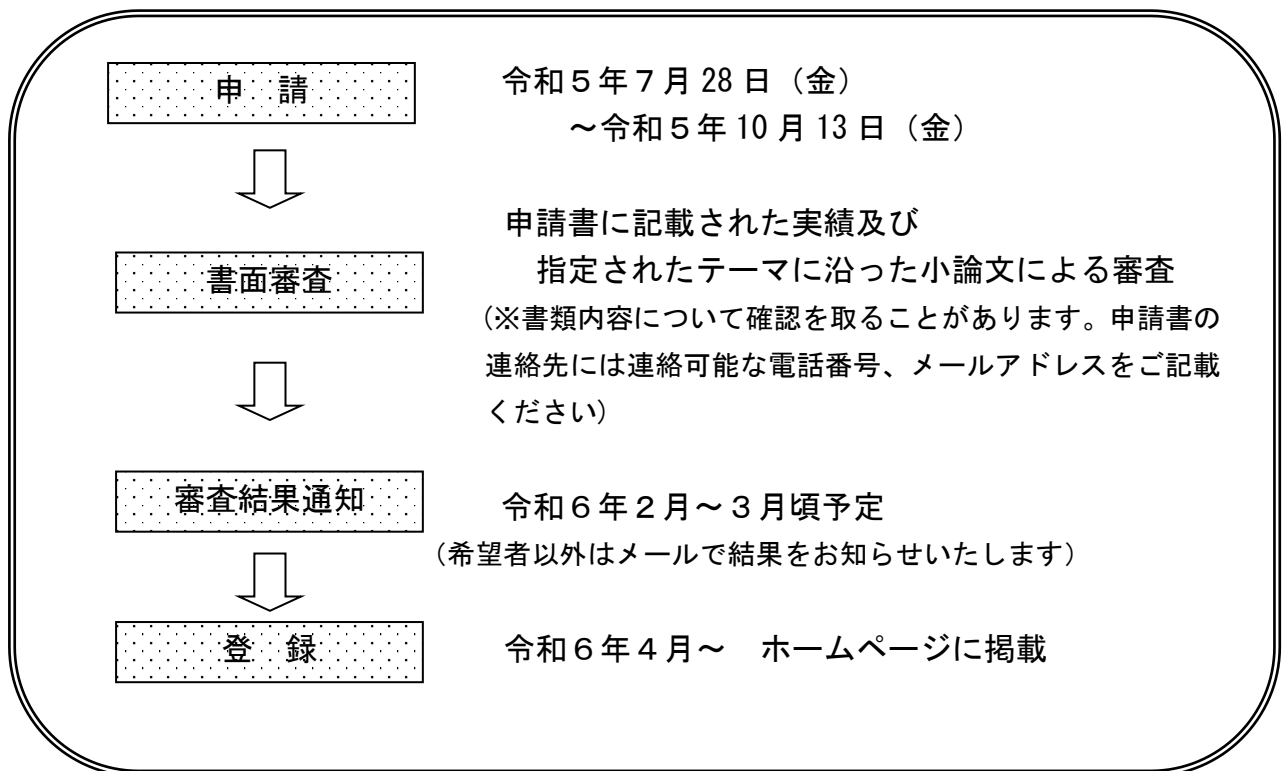
〔 1 〕 申請から登録までの流れ	1
〔 2 〕 申請の際の注意	2
〔 3 〕 応募方法	2
〔 4 〕 登録要件	4
〔 5 〕 対象鳥獣	6
〔 6 〕 審査方法	6
〔 7 〕 課題小論文	6
〔 8 〕 注意事項	7
〔 9 〕 個人情報の取扱いについて	7
〔 10 〕 登録期間及び更新	9
〔 11 〕 問い合わせ先	9
◎鳥獣保護管理プランナー登録申請書の記入要領	10～15
◎知見審査（小論文）の書き方ポイント	16
◎提出書類チェックシート	17

※提出書類に不備や不足がある場合は無効となることがあります。郵送する前に必ずp17のチェックシートを利用してご確認下さい。

〔 1 〕 申請から登録までの流れ

鳥獣保護管理に係る人材登録への申請者は、申請期間中に、必要事項を記載した所定の申請書（実績審査）及び各分野で指定されたテーマに沿った小論文（知見審査）の提出が必要です。

提出された申請書及び小論文は審査会によって書面審査を受け、鳥獣保護管理に係る実績と知見を有する者として所定の要件を満たした場合、環境省自然環境局に備えるデータベースに登録され、「鳥獣保護管理に係る人材登録事業登録証」が交付されます。



※知見（小論文）審査の免除

一般社団法人鳥獣管理技術協会が認定した以下の資格保有者は、知見審査（小論文）は免除となります。

連携する民間資格等	取得内容
鳥獣管理士	1級 準1級

〔 2 〕 申請の際の注意

以下に該当する者は、登録申請ができません。

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程第十三条の規定により登録を取り消され、その日から三年を経過していない者
- 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

〔 3 〕 応募方法

◎ 手数料

申請に係る手数料は無料です。

◎ 送付先

受付は郵送またはメールで行います。

郵送の場合は簡易書留郵便により、下記宛へお送り下さい。封筒には必ず「鳥獣保護管理人材登録事業登録申請書在中」と記入してください。

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7

一般財団法人 自然環境研究センター内

鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局

メールの場合は、下記メールアドレスへお送りください。件名は【鳥獣保護管理人材登録事業登録申請書提出】としてください。また、提出書類については指定のファイル名（p4を参照）を付け、圧縮（zip形式）フォルダにまとめて提出してください。一度に送付できる添付ファイルのサイズは10MBなので、それ以上のサイズになる場合は、複数回に分けて送付してください。

鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局 メール送付先

chojujinzai@jwrc.or.jp

◎ 申請書の入手方法

下記ホームページの申請様式集をダウンロードしてください。郵送の場合、用紙の大きさは必ずA4サイズとして下さい。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

◎ 受付期間

令和5年7月28日（金）～10月13日（金）

郵送の場合、締切日の消印まで有効です。

メール送付の場合、10月13日（金）17時30分までに到着したものが有効となります。ファイルサイズが大きいと送付に時間がかかる、送付できない可能性がありますので、時間に余裕をもってご提出ください。

◎ 提出書類

①申請書

②別紙1－1に記載した実績に関する証明書類のコピー

③課題小論文

もしくは連携する民間資格等の登録証明書または認定証のコピー

④審査結果通知用封筒（長形3号封筒）に申請者の連絡先、氏名を記入し、84円切手を貼付して下さい（結果通知を郵送で希望される場合）。

郵送の場合

提出書類は、①～③×4部（p17参照）

【原本1部＋副本（原本をコピーしたもの）3部＝計4部】

※審査結果は申請書の連絡先に記載されたメールアドレス宛にお送りします。郵送での審査結果通知をご希望される場合は必ず④審査結果通知用封筒（切手を貼付のこと）も同封してください。

※原本は片面コピーで作成してください。

※副本のうち、提出書類①～②は両面コピー可ですが、提出書類③（小論文）は片面コピーで作成してください。

※パソコンまたはワープロで作成することが望ましいですが、手書きでも可です。手書きの場合は必要な申請書様式を印刷し、青または黒ボールペンを使用して作成して下さい。

※ホッチキス、感熱紙は使用しないでください。

※提出書類は一切返却いたしません。

※コピー部数の不足が多く見られますので注意してください。

メール提出の場合

提出書類は、①～③×1式（p17参照）

指定ファイル名：【①鳥獣保護管理プランナー申請書（申請者名）】

【②証明書類（証明書類の内容）】

例 【②証明書類（令和2年度〇〇検討会委員委嘱状）】

【③課題小論文（申請者名）】

もしくは 【③鳥獣管理士証明書（申請者名）】

①～③のファイルを圧縮（zip形式）フォルダにまとめて提出してください。

指定フォルダ名：【鳥獣保護管理人材登録事業登録申請書（申請者名）】

※書類はPDF形式にして提出してください。

※基本的に手書きで記入しPDF化したものは、文字が読み取れない可能性があるため、不可とします。必ずパソコンまたはワープロで作成してください。

※②においては、別紙2を用いた証明書類を作成する場合、手書きで記入しPDF化したものも提出可能とします。PDF化の際には、手書きの文字が読み取れるようご注意ください。

※申請書類に不備や不足がある場合は無効となる場合があります。

この募集要項の最終ページにある提出書類チェックシート（p17参照）を利用して必ず提出書類をご確認下さい。

※複数の専門分野を申請する場合は、専門分野ごとに上記書類をそろえて提出して下さい。

〔 4 〕登録要件**◎鳥獣保護管理プランナーの登録要件****①鳥獣保護管理の専門的な知見に係る要件**

提出された課題小論文その他の添付資料について、鳥獣保護管理に関する計画（素案や骨子等の方向性を取りまとめたものを含む。また、改定の場合等を含む。）等の作成・検討や見直し等に関する十分な知見が認められること。

②鳥獣保護管理の実績に係る要件

次のア) またはイ) のいずれかについて、鳥獣保護管理に関する計画（素案や骨子等の方向性を取りまとめたものを含む。また、改定の場合等を含む。）等の作成・検討や見直し等に関する経験年数の合計が、令和5年3月31日の時点で5か年度以上あると認められること。

- ア) 第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定等の検討会等に委員として携わった経験を有する。
- イ) 第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定等に関する業務を担当した経験を有する。

◎実務経験年数のカウント方法

実務経験年数は、通算年数で計上しますが、下記表の通り、同一期間内に複数の業務を実施していた場合、重複している期間は個別に計上せず、一つの期間としてカウントします。講師等の短期間の実績も、年度中 1 回の実績がある場合は実務経験年数としてカウントされます。

※審査対象鳥獣以外の「その他」の鳥獣の実績は実務経験年数にカウントされません。p6の対象鳥獣をご確認ください。

判定例	年度	年度	年度	年度	年度	年度	申請年度	
実績が5か年度以上と判定される場合	実務経験①	実務経験②		実務経験③	実務経験④	実務経験⑤		
	単年で終了する経験を5か年度以上有している							
		実務経験①						
	複数年にわたる経験を5か年度以上有している							
実績不足と判定される場合	実務経験①							
		実務経験②						
				実務経験③				
	重複している期間は含まない この場合経験年数は6か年度となる							
実績不足と判定される場合			実務経験①					
	複数の経験を有するが、経験年数が通算で5年以上を満たさない(申請年度は含まれない) この場合経験年数は3か年度となる							
			実務経験①					
実績不足と判定される場合					実務経験②			
	経験の期間が重複しているため、この場合経験年数は4か年度となる							
		実務経験①						
実績不足と判定される場合						審査対象鳥獣以外の実務経験		
	審査対象鳥獣以外の実務経験年数は含まない この場合経験年数は4か年度となる							

〔 5 〕 対象鳥獣

審査対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、クマ類、カモシカ、ニホンザル、カワウ、外来鳥獣です。登録にはこれらの鳥獣で計5か年度以上の実績が必要です。計5か年度以上の実績内には、イノシシ1か年度、ニホンジカ4か年度など、複数種を含むことが可能ですが、期間が重複している場合はカウントされません（実務経験年数のカウント方法をご確認ください）。なお、以下の「その他」の鳥獣の実績は、実務経験年数にカウントされません。

審査対象鳥獣以外に、ホームページに掲載される登録簿の「その他」の欄に管理が必要とされる鳥獣（例：タヌキ、アナグマ、カラス等）に記載することができます。ただし、「その他」に記載する鳥獣においては1か年度以上の実績が必要です。

※外来鳥獣の対象種は「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に順じます。

※鳥獣は哺乳類及び鳥類に限ります。

〔 6 〕 審査方法

審査会によって書面審査を実施します。提出された申請書及びテーマに沿った小論文、または連携する民間資格等の登録証明書類もしくは認定証のコピーから所定の要件を満たし、鳥獣保護管理に係る実績と知見を有していると認められるか審査します。

申請書のご記入の際には記入要領（p10以降）を参考にし、記載内容に不備や不足がないようご注意ください。また書類内容について確認を取ることがありますので、連絡先には連絡可能な電話番号、メールアドレスをご記載ください。

〔 7 〕 課題小論文

< 論文テーマ > 鳥獣保護管理プランナー専用

あなたがこれまでに携わった、鳥獣保護管理に関する計画などの策定や見直しに関しての事例について述べて下さい。その際、個体群管理や被害防除、生息地管理等に関して、どのような考え方を重視したか、どのような課題があり、どう対処したか、などについて具体的に記述して下さい。

☞ 論文の事例は、申請書で選択した審査対象鳥獣について1種類以上記述して下さい。

- ☞ 論文は1, 500字以上2, 000字以内にまとめて下さい。句読点は字数にカウントします。図やグラフは字数に含めず、別添扱いとし、論文の最後に添付して下さい。論文のタイトルは形式自由、字数としてカウントしません。
- ☞ 冒頭に総字数、専門分野、論文タイトルを記入して下さい。
- ☞ パソコンまたはワープロを使用する場合は、できるだけ1ページにつき「1行30字、40行（1ページ1, 200字）」とし、A4サイズ縦判用紙に横書きで作成して下さい。
- ☞ 手書きの場合は募集要項をコピーして作成して下さい。
- ☞ 複数の専門分野を申請する場合は、該当する専門分野それぞれについて課題小論文を提出して下さい。
- ☞ 小論文の書き方ポイントについてはp16参照。

〔 8 〕 注意事項

- ☞ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業は、法律に基づく国家資格制度ではありません。
- ☞ 登録者について活動の場を保証する事業ではありません。
- ☞ 登録者として鳥獣保護管理活動を行う場合、謝金等の必要経費は登録者に助言等を依頼する者の負担です。必要経費等の諸条件は、両者間で直接調整して下さい。
- ☞ 登録後に申請書及び証明書等の提出書類に虚偽の記載が認められた場合には、登録を取り消すことがあります。
- ☞ 受理した申請書等の書類は、理由の如何を問わず一切返却いたしません。
- ☞ 申請後、氏名、住所、勤務先、電話番号に変更が生じた場合は、申請書を変更内容がわかるように修正の上、「(3) 応募方法◇送付先」にお送り下さい。
- ☞ 申請書等に不備や不足がある場合は無効となる場合があります。この募集要項の最終ページにある提出書類チェックシートを利用して必ず提出書類をご確認下さい。

〔 9 〕 個人情報の取扱いについて

当省では、申請者から提供される個人情報について、下記のとおり取扱います。

1. 個人情報の利用目的等

申請書類に記載された情報は、審査等に係る連絡及び登録者に助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という）に所定の情報を提供するために利用します。

環境省自然環境局に備えるデータベースには、登録者に係る氏名、生年月日、連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）、所属先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）、現住所（住所、電話番号、電子メールアドレス等）、専門分野、専門とする鳥獣、主な活動地域、鳥獣保護管理の活動経歴等の情報が記載されます。

データベースに記載された登録者の情報のうち、登録者に係る氏名、連絡先の名称と役職、専門分野、専門とする鳥獣、主な活動地域、鳥獣保護管理の活動経歴等の情報については、ホームページ等により公表いたします（実際にどのような情報が公表されているかは、以下のホームページでご確認下さい）。

※「鳥獣保護管理に係る人材登録事業」鳥獣プロデータバンク登録者一覧

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1-1/index.html>

また、登録者の連絡先については、利用者が利用申請書を鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局へ提出した場合に、当該利用者に関し情報を提供します。

2. 利用及び提供の制限

当省は、個人情報を利用目的以外に利用しません。また、法令に基づく場合その他特別の理由のある場合を除き、第三者に提供しません。

3. 安全確保の措置

当省では、収集した情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。審査の結果、鳥獣保護管理に係る人材登録事業に登録された場合の個人情報は適切に管理します。登録要件を満たさない方の個人情報は、登録の対象とならなかった旨を通知後に廃棄・削除します。また、申請書類一式は返却しませんので予めご了承下さい。

4. 業務委託

当省では、収集した情報について、その利用目的の達成のため、取扱いを委託する場合があります。その際は、個人情報を適正に取扱っていると認められるものを選定し、契約等により個人情報保護に必要な事項を義務づけ、適切な監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正及び利用停止

収集した個人情報について、申請者本人より開示、訂正及び利用停止の請求があった場合、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定に基づき対応します。

〔 10 〕 登録期間及び更新

登録の有効期間は3年間です。必要に応じて活動実績等の報告書の提出を求めることがあります。登録の有効期間内に更新申請書を提出することで登録を更新できます。

〔 11 〕 問い合わせ先

- ◎ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7
一般財団法人 自然環境研究センター内
TEL：03(6659)6339
E-Mail：chojujinzai@jwrc.or.jp

- ◎ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03(5521)8285

※審査結果に関する問い合わせには、一切応じられませんのでご了承下さい。

**鳥獣保護管理プランナー
申請書の記入要領**

様式第 1-1 号(第4条第 1 項関係)

事務局記入欄。
記入しないで下さい。

*

鳥獣保護管理に係る人材登録事業
鳥獣保護管理プランナー登録申請書

写真
1.縦 36～40mm
2.横 24～30mm
3.本人単身胸から上

必ずふりがなを付し
て下さい。

3か月以内に撮影した写真を貼ってくださ
い。郵送の場合は、写真の裏に必ず氏名
を記入して下さい。

※氏名 (ふりがな) ちょうじゅう たろう 鳥獣 太郎	
生年月日	1975年 12月 2日生(48 歳)
現住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇号〇番 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 e-mail: 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇
所属先	所属先名 株式会社〇〇〇センター 〇〇研究部 役職名 主任研究員 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇号〇番 電話番号: 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 e-mail: 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇
連絡先	連絡先名※ 株式会社〇〇〇センター 〇〇研究部 役職名※ 主任研究員 〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇号〇番 電話番号: 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 e-mail: 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇〇〇
※対象鳥獣	<input checked="" type="checkbox"/> イノシシ <input checked="" type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> ツキノワグマ <input type="checkbox"/> ヒグマ <input type="checkbox"/> カモシカ <input type="checkbox"/> ニホンザル <input type="checkbox"/> カワウ <input type="checkbox"/> 外来種(<input checked="" type="checkbox"/> その他(タヌキ
※活動地域	<input type="checkbox"/> 北海道 <input checked="" type="checkbox"/> 東北 <input checked="" type="checkbox"/> 関東 <input type="checkbox"/> 北陸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 四国 <input type="checkbox"/> 九州 <input type="checkbox"/> 沖縄

「所属先」には、所属先
名、所属部署、所属先住
所、電話番号、を必ず記入
して下さい。

利用者から利用申込があった場合、「連
絡先」の情報を提供します。公表しても差
し支えのない情報を記入して下さい。
※ホームページで公表されるのは、連絡
先名・役職名のみです。

**別紙1-1に記入した活動の対
象鳥獣のみを申請することがで
きます。審査の結果、実績が確
認できないとされた鳥獣は登録
対象となりません。**

認定鳥獣捕獲等事業者、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーについて
<input type="checkbox"/> 認定鳥獣捕獲等事業者（ <input type="checkbox"/> 事業管理責任者 <input type="checkbox"/> 捕獲従事者） <input checked="" type="checkbox"/> 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農林水産省）
鳥獣管理士について 証明書類を添付すること
<input type="checkbox"/> 鳥獣管理士 1級 <input type="checkbox"/> 鳥獣管理士 準1級
鳥獣保護管理法の違反歴の有無について
<input checked="" type="checkbox"/> 過去に、鳥獣保護管理法に違反したことはない。
※鳥獣保護管理活動の経歴（150字程度）
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>これまで行ってきた鳥獣保護管理に関する主な経歴等を150字程度に要約して記載して下さい。ここに記載された事項は、登録された場合に公表の対象となりますので、公表しても差し支えない事項について記載して下さい。</p> </div>
<p>上記により、鳥獣保護管理に係る人材登録事業の鳥獣保護管理プランナーとして登録を受けたいので、鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程第4条第1項の規定に基づき申請します。</p> <p>鳥獣保護管理に係る人材登録事業に登録された場合は、記載した項目（氏名、連絡先の名称、役職、対象鳥獣、専門とする鳥獣（対象鳥獣）、主な活動地域、鳥獣保護管理活動の経歴等の情報）について、環境省のホームページ等において公表することを承諾します。</p> <p style="text-align: right;">●年 ●●月 ●●日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 鳥 獣 太 郎</p> <p>環境省自然環境局長 殿</p>

記入上の注意：

- ・ 「氏名」等、※がついている項目は登録された場合にホームページ等で公表されるため、公表して差し支えない情報を記載すること。
- ・ 「対象鳥獣」欄には、別紙1-1の実績で記載されている種類について記載すること。
- ・ 「活動地域」欄には、活動が可能な地域を記載すること。
- ・ 書類内容について確認を取ることがあるため、連絡先には連絡可能な電話番号、メールアドレスを記載すること。
- ・ 登録後に虚偽の記載が認められた場合には、登録を取り消すことがある。

(別紙1-1)鳥獣保護管理に関する計画の策定や見直し等に関わる実績

(ア) または (イ) のいずれか、もしくは両方で合計5か年度分以上の実績を記載すること。

※実務経験年数の考え方は、【鳥獣保護管理プランナー募集要項】p5を必ず確認すること。

※【鳥獣保護管理プランナー募集要項】p10～の記入要領を確認し、不足がないように記載及び証明書類を提出すること。

(ア)鳥獣保護管理に関する検討会等への参加実績

令和5年3月 31 日までに、行政機関等の鳥獣保護管理に関する検討会や審議会等の委員の委嘱を受けた実績について、下記に詳細を記載し、該当する証明書類に✓を付けること。

実績の詳細		*
検討会等名称		
実施主体名		
委嘱期間	年 月 ～ 年 月 (____ か年度)	
対象鳥獣		
委嘱時の所属・役職		
証明書類	<input type="checkbox"/> 検討委員等委嘱状 <input type="checkbox"/> 出席者名簿（検討会等に出席したことがわかる書類） <input type="checkbox"/> 別紙2	
※右に示した書類の内、1つのみ提出し✓を付ける		
検討内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 例えば、委嘱期間が令和元年～令和3年度の3か年度であっても、令和元年度の証明書類しかない場合は、実績として認められるのは1か年度のみになるため、証明書類が申請年数分あるか、ご確認ください。 </div>	
検討会等における自らの意見		
備考	・当該様式は、適宜コピーして追加してよい。 ・検討の対象となった鳥獣の種類を明記すること。 ・委嘱状、または名簿等がない場合、別紙2を用いて任命した地方公共団体に証明を依頼し、必要事項を記入し、証明書として添付すること。 ・ <u>証明書類がない場合は実績と認められないため、確実に添付すること。</u>	

(イ) 鳥獣保護管理に関する計画の策定等に関わった実績の詳細

令和5年3月31日までに、行政または研究機関、民間団体の職員等として鳥獣保護管理に関する計画の作成・改定等の事業や業務に関わった活動について、該当する項目に✓をつけ、下記に詳細を記述すること。
 なお、計画の各項目についてどのような検討を行い計画策定したか等を具体的に記載すること。

実績の詳細		*
事業名		
	※行政職員として関わり、事業名がない場合は「計画名」の記載でも可能。	
事業主体名		
実施期間	年	
対象鳥獣		
実施時の所属・役職		
計画の種類	<input type="checkbox"/> 計画	
証明書類	<input type="checkbox"/> 仕様書の写し <input type="checkbox"/> 報告書の目次の写し ※業務を受託して実施した場合、業務内で計画に関わったことがわかる書類の提出が必須(両方もしくは一方)。	
計画の概要	こちらの欄には、「〇〇計画策定業務の一部に関わった。」というような曖昧な表現ではなく、自身の活動内容を具体的に記載してください。 例:「調査結果より、全県のイノシシの個体数が減少傾向にあったため、前期の計画について××と評価した。一方で〇〇地域においては被害が増加していた。担当者と協議して、目的を●●と設定し、目標を△△とした。目標を達成する方策として▲▲と▲▲を提案し、検討会で委員からも意見をいただき、最終的には▲▲になった」	
計画の作成・改定等において自らが主体的に活動した内容	※目的・目標・方策・評価について記載すること。 ※「〇〇計画策定業務の一部に携わった」等の曖昧な表現は実績と認められない場合があるため具体的に記載すること。 ※計画策定の基礎資料として調査のみを実施した場合は、実績として認められない場合があります。	
備考	・当該様式は、適宜コピーして追加してよい。 ・事業の対象となった鳥獣の種類を明記すること。 ・ <u>業務を受託して活動している場合は証明書類がないと実績として認められないため、必ず添付してください。</u> ・ <u>行政職員として活動した場合は、証明書類は不要です。記述内容からのみ判断するため、申請者がどのような活動をしたか具体的に記載してください。</u>	

(別紙2) 検討委員等の委嘱を受けた実績

検討委員等の委嘱を受けた実績の証明書

別紙1-1(1)の証明書類がない場合は、委嘱先の地方公共団体に依頼し、本証明願いを作成してください。この様式は提出する地方公共団体に合わせて適宜修正してください。

申請者の住所をご記入ください

住 所 _____

申請者 _____

下記検討会等において申請者に委員委嘱を行ったことを証明いたします。

記

証明事項

地方公共団体名	
検討会等の名称	
委嘱期間	
委嘱内容	

年 月 日

自治体の責任者名をご記入ください。
※公印不要

担当者等連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - mail :

課題小論文用原稿用紙（手書用）

*

募集要項にある専門分野ごとのテーマに沿って、1,500字以上2,000字以内で記述して下さい。

総字数 _____ 字 論文タイトル _____

総字数、論文タイトルを記入して下さい。
氏名は記入しないでください。

1,500字以上2,000字以内にまとめてください。
句読点は字数に含めます。図やグラフは字数に含めず、別添扱いとし、小論文の最後に添付して下さい。

知見審査では、以下の観点から審査を行います。

- ・読み手に伝わるわかりやすい表現となっているか。
- ・文字数の極端な過不足はないか。
- ・明らかな違法行為と読み取れる内容が含まれていないか。
- ・野生鳥獣の保護・管理の現状についての基本的な理解ができているか。
- ・鳥獣保護管理法、基本方針、鳥獣保護管理事業計画、特定計画についての基本的な理解と、従事する鳥獣保護管理に関する計画等について理解できているか。
- ・順応的管理のあり方について述べられているか。
- ・鳥獣保護管理の基本的な3本柱（個体群管理、被害防除、生息地管理）のうち1つ以上について正しく述べられているか。
- ・自らが関わった鳥獣保護管理に関する計画などの課題がわかりやすく整理されているか。
- ・課題に対して、適切に対処したかどうか述べられているか。

(20×20)

知見審査（小論文）の書き方ポイント

知見審査では各専門分野で指定されたテーマに沿った課題小論文を提出していただきます。

各テーマをよく確認し、鳥獣保護管理を実施する上で必要とされる事項について、具体的な課題や対応等について記述してください。ここでは、各専門分野の知見審査の書き方のポイントをまとめます。小論文を作成する際の参考にしてください。

鳥獣保護管理プランナー

- ✓ 読み手に伝わるわかりやすい表現となっているか
- ✓ 文字数の極端な過不足はないか
- ✓ 明らかな違法行為と読み取れる内容が含まれていないか
- ✓ 野生鳥獣の保護・管理の現状について基本的な理解ができているか
- ✓ 鳥獣保護管理法、基本方針、鳥獣保護管理事業計画、特定計画についての基本的な理解と、従事する鳥獣保護管理に関する計画等について正しく理解できているか
- ✓ 順応的管理のあり方について述べられているか
- ✓ 鳥獣保護管理の基本的な3本柱（個体群管理、被害防除、生息地管理）のうち1つ以上について詳しく述べられているか
- ✓ 自らが携わった鳥獣保護管理に関する計画について、事業の背景や計画策定あるいは改定における課題が述べられているか
- ✓ 個体群管理や被害防除、生息地管理等に関する理解に基づいて、自らがどのような立場で課題に対処したかを具体的に述べられているか

提出書類チェックシート

◎申請書類に不備や不足がある場合は無効となることがあります。

提出書類に不備や不足がないよう、送付する前に必ず下記の表を利用してご確認下さい。

番号	書類の種類	必要部数	チェック欄☑
①	申請書	原本 1 部	<input type="checkbox"/>
		副本 3 部 (郵送の場合)	<input type="checkbox"/>
②	別紙 1 - 1 に関連する 証明書類のコピー	原本の写し 1 部	<input type="checkbox"/>
		副本 3 部 (郵送の場合)	<input type="checkbox"/>
③	課題小論文または連携する民間資格・ 認証制度の証明書類のコピー	原本 1 部	<input type="checkbox"/>
		副本 3 部 (郵送の場合)	<input type="checkbox"/>
④	審査結果通知用封筒 (長形 3 号封筒に申請者の連絡先、 氏名を記入し、84 円切手を貼付して ください。)	1 部 (結果通知を 郵送で希望する 場合)	<input type="checkbox"/>